

レ ジ ム

～第2回「融資に関する検査・監督実務についての研究会」～

平成30年9月10日

川崎信用金庫 人事教育部付担当部長 馬場 栄治

【レジュメ】 1枚目

1. 信用金庫からの意見(資料①参照)を踏まえた今後の議論の方向性に対する意見

- ・ これまで信用金庫は、金融検査マニュアルと中小企業金融実務の整合性を踏まえながら、一定の合理性を有する資産査定態勢(システム含む)を築いてきた。
- ・ 一方で、自金庫の顧客特性・地域特性・リスク特性を踏まえて引当方法等について工夫をしようとしても画一的な基準に基づく検査・監督、監査により、こうした工夫が認められないことが多々ある。

※特に、企業倒産の歴史的な低水準(金融円滑化法・アベノミクス)を背景に工夫を模索するケースが増加する中、以下のような対応が認められない場合、認められてもそのために膨大な時間・労力がかかる場合がある。

① プロシクリカリティー(景気変動リスク)を考慮した引当を工夫

(例) 算定期間数(観測期間)の拡大・1算定期間の長期化・フロアの設定・CF法の適用(バーの引下げ)

② エリア・業種・顧客特性等を踏まえた引当を模索

(例) 創業資金融資先・ミドルリスク先・特定産業の下請け階層区分別・業種別 / エリア別グルーピング・再生 / 廃業支援先

【今後の議論の方向性に対する意見】

- ① これまで築いてきた金融機関の態勢・実務について、これを否定することなく十分に尊重すべき。
- ② 各金融機関が自らの特性に応じて、資産分類、償却・引当について創意工夫をしやすい環境を整備すべき
※ 自らの顧客・地域・業態特性、リスクテイク方針、モニタリング手法、中小企業支援態勢、自金庫を取り巻く経済環境・産業構造の変化等の実態に応じて、創意工夫を行っていくことが認められるべき。
- ③ 今後の環境変化(取り巻く環境やリスク特性の変化、各金融機関ごとの手法・工夫の整備等)に応じて、「適時性・継続性」に拘泥することなく、より柔軟に対応しやすい環境が整備されていくべき。

【レジュメ】 2枚目

2. 当金庫の実例（資料②）

- 一般貸倒引当金（特殊引当を除き、貸倒実績率は超低水準）
- 個別貸倒引当金（破綻懸念先：観測期間を長期化 + CF控除法）

⇒ 引当率イメージ図（資料③）～段差が極端に大きい

3. 将来リスク(リスク態様)に見合った段階的な引当について

- 信用格付(資料④)との乖離
- 要管理先の活用（仮称「新たな管理(引当)ゾーン」）～別管理グループにする
- 簡単なCF控除法(資料⑤)

⇒ 地域特性(経済情勢)・業態特性・リスクテイク(支援)方針・産業構造の変化等を加味した段階的な引当

「新たな管理ゾーン」(資料⑥) ← その他要注意先等からのグルーピング・大口先個別抽出
← 破綻懸念先相当からの受皿(目利き力・支援力)